

令和7年3月7日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
（うち石油給湯機付ふろがま1件、迅速継手（都市ガス用）1件、
開放式ガス温風暖房機（都市ガス用）1件）
 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 14件
（うち延長コード1件、電気式浴室換気乾燥暖房機1件、
電気こんろ1件、電気温風機（セラミックファンヒーター）1件、
電気ストーブ（シーズヒーター）1件、リチウム電池内蔵充電器3件、
エアコン1件、布団乾燥機1件、机（コンセント付）1件、
自転車1件、カイロ（充電式）1件、ヘアアイロン（充電式）1件）
 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし
1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401189	令和7年2月19日	令和7年3月3日	石油給湯機付ふろがま	UKB-A3310TX(M)	株式会社コロナ	火災	発煙がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	長野県	製造から20年以上経過した製品 令和7年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202401190	令和7年2月13日	令和7年3月3日	迅速継手(都市ガス用)	OJ-000(大阪ガス株式会社ブランド:型式81-254)	株式会社ハーマン(大阪ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品に接続しているガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から40年以上経過した製品
A202401196	令和7年2月19日	令和7年3月4日	開放式ガス温風暖房機(都市ガス用)	GFH-2404S	株式会社ノーリツ	火災 軽傷1名	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401188	令和7年2月19日	令和7年3月3日	延長コード	火災	当該製品に他の延長コードを接続して電気製品を充電中、異音及び発煙に気付き確認すると、当該製品の使用していない差込口を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202401191	令和7年2月13日	令和7年3月3日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から20年以上経過した製品
A202401192	令和7年2月15日	令和7年3月3日	電気こんろ	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202401193	令和7年2月9日	令和7年3月3日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202401194	令和7年2月3日	令和7年3月4日	電気ストーブ(シーズヒーター)	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年2月20日
A202401195	令和6年6月1日	令和7年3月4日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を椅子の上に置いていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	令和6年6月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年6月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401197	令和7年2月21日	令和7年3月4日	エアコン	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202401198	令和7年2月19日	令和7年3月4日	布団乾燥機	火災	当該製品のタイマーをセットしておいたところ、火災警報器が鳴 動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発 生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現 在、原因を調査中。	岐阜県	令和7年3月6日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済
A202401199	令和7年1月17日	令和7年3月4日	机(コンセント付)	火災	当該製品のコンセントに複数の電気製品を接続していたところ、 発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が 発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査 中。	大阪府	事業者が重大製品 事故として認識し たのは令和7年2月18 日
A202401200	令和6年12月8日	令和7年3月4日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、右指を負傷した。 事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品 事故として認識し たのは令和7年2月26 日
A202401201	令和7年1月23日	令和7年3月4日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続し て充電中、異音及び異臭がしたため確認すると、当該製品及び 周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品 事故として認識し たのは令和7年2月27 日
A202401202	令和6年12月22日	令和7年3月5日	カイロ(充電式)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼 損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要 因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和7年1月17日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識し たのは令和7年2月14 日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202401203	令和7年1月9日	令和7年3月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和7年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年2月25日
A202401204	令和6年10月24日	令和7年3月5日	ヘアアイロン(充電式)	火災	車両内に置いていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和7年2月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月24日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし